

資格確認書の一括発行について

1. 目的

令和6年12月2日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長1年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和7年12月1日までに交付する必要があります。

（令和6年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当） ※法3-2被保険者を除きます。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返信用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬にお送りいたします。

【参考】資格確認書に係る送付物（イメージ）

個人宛送付用



同封物

【説明用チラシ】

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日よりお持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を表示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

- ※マイナ保険証をお持ちでない場合は以下のとおりとなります。
- ・マイナンバーカードを保有していない場合は、マイナンバーカードを申請していただき、マイナ保険証の発行を受けたい場合は、マイナンバーカードで医療機関等を受診する必要があります。
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者

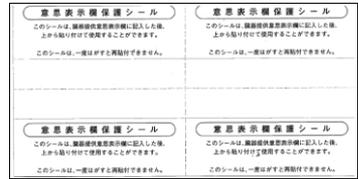
なぜ家族全員分の資格確認書がないの？
資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者にお渡ししています。なお、お送りする資格確認書は同じ上の番号、同じ印刷物にてお送りしています。

資格確認書を持っているけど新たに届いた、どっちをええいの？
資格確認書の上にある交付年月日と記載した日、新しい日付のものをお使いください。なお、古い日付のものについては印刷物の有効期限にてご確認ください。

今持っている健康保険証はどうしたらいいの？
令和7年12月1日まで健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以後は健康保険証として使用することができません。ご自身で確認してください。なお、令和7年12月1日までに医療機関で当分の間の保険の資格喪失した場合は、事務所に記載ください。（任意継続の加入者や退職者等については任意継続の有無を確認する場合は、任意継続資格喪失申請書と併せて届出ください。）

資格確認書が手元に届いてからまだ加入していない場合は、届いた資格確認書にて資格確認書を作成してください。なお、この通知はあくまで参考情報であり、必ず、届いた資格確認書、資料の添付用紙は資格確認書の有効期限内には使用しないでください。

【個人情報保護シール】



【返信用封筒】



事業所様宛送付用（不着となった場合）

①

機封

(記号) 12345678
(番号) 1234567
(被保険者氏名) ○○ ○○ 様

作成年月日 令和7年5月14日
お問い合わせ番号 272-21123000

枚数 1枚 (1 / 1)

〒770-8541
徳島市八百屋町2-1-1
ニッセイ徳島ビル 7階
全国健康保険協会 徳島支部
088-602-0256

交付を希望された方の資格確認書を返信しますので、被保険者様にお渡しいたください。

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有してマイナ保険証を申請することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和7年5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00
氏名 外部テスト
生年月日 昭和28年1月11日
性別 男
資格取得年月日 令和7年5月13日
有効期限 令和10年1月10日

保険者番号 013600115
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有してマイナ保険証を申請することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和7年5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00
氏名 外部テスト
生年月日 昭和28年1月11日
性別 男
資格取得年月日 令和7年5月13日
有効期限 令和10年1月10日

保険者番号 013600115
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有してマイナ保険証を申請することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和7年5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00
氏名 外部テスト
生年月日 昭和28年1月11日
性別 男
資格取得年月日 令和7年5月13日
有効期限 令和10年1月10日

保険者番号 013600115
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有してマイナ保険証を申請することで、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関を受診することができます。

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941
令和7年5月14日交付
番号 21123000 番号1 (枚数) 00
氏名 外部テスト
生年月日 昭和28年1月11日
性別 男
資格取得年月日 令和7年5月13日
有効期限 令和10年1月10日

保険者番号 013600115
保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部
保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1

個人宛送付用との変更箇所

- ① 不着対応の送付物については、事業所様宛に送付するため、事業所様において被保険者様に配付できるよう「記号」、「番号」、「被保険者氏名」を記載します。
- なお、被扶養者様分のみの場合についても、被保険者様に配付していただくため、被保険者氏名のみを記載します。

同封物

【説明用チラシ】

マイナ保険証をお持ちでない方へ
資格確認書をお送りいたします

令和7年12月31日より現在有効な健康保険証は使用することができません。マイナ保険証をお持ちの方でマイナ保険証を利用して医療機関を受診していただきますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書とは
マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することによって、マイナ保険証と同様の機能を果たすことができます。
※マイナ保険証と同様の有効期限とは異なります。
※マイナンバーカードを所持していない場合は、マイナンバーカードを申請していただき、マイナ保険証の申請を行う必要があります。
※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合があります。

対象者
現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに入力された方）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない加入者様

なぜ医療機関分の資格確認書がない？
資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様向けです。なお、お持ちでない加入者様は、医療機関に申し込んでください。

資格確認書を持っていくのと似たようなところを教えてください？
資格確認書の左上にある有効期限を確認し、有効期限の満了日を確認してください。有効期限の満了後は、有効期限が切れた旨を記載したお知らせを郵送いたします。

今持っている健康保険証は有効期限が切れたら？
令和7年12月31日まで有効な健康保険証をお持ちの方ですが、令和7年12月31日以降は健康保険証として使用することができません。お急ぎで申請してください。なお、令和7年12月31日まで有効な健康保険証をお持ちの方は、事業所に連絡ください。（健康保険証の申請方法については、お問い合わせください。お問い合わせ先は、お問い合わせ先を参照してください。）

資格確認書が切れたら？
資格確認書が切れたら、医療機関等に提示することができません。医療機関等に提示することができません。お急ぎで申請してください。なお、令和7年12月31日まで有効な健康保険証をお持ちの方は、事業所に連絡ください。（健康保険証の申請方法については、お問い合わせください。お問い合わせ先は、お問い合わせ先を参照してください。）

【個人情報保護シール】

意思表示欄保護シール
このシールは、健康保険資格確認書に貼入し、上から貼付けで保護することができます。
このシールは、一度は必ず貼付けしてください。

意思表示欄保護シール
このシールは、健康保険資格確認書に貼入し、上から貼付けで保護することができます。
このシールは、一度は必ず貼付けしてください。

意思表示欄保護シール
このシールは、健康保険資格確認書に貼入し、上から貼付けで保護することができます。
このシールは、一度は必ず貼付けしてください。

意思表示欄保護シール
このシールは、健康保険資格確認書に貼入し、上から貼付けで保護することができます。
このシールは、一度は必ず貼付けしてください。

【返信用封筒】

〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目1-1 全国健康保険協会 徳島支部

1008782

4812

155

日本郵便株式会社
徳島郵便局
〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目1-1

全国健康保険協会
資格確認書事務局
行

【参考】フロー図

被保険者A

健康保険資格確認書 本人（被保険者） 0001
 期号 21123000 単身1 令和7年5月14日交付 00時00分
 氏名 佐藤 大 性別 男 生年月日 昭和30年1月11日
 住所 東京都中央区 令和7年5月10日
 保険料 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日

被扶養者A-1

健康保険資格確認書 本人（被保険者） 0001
 期号 21123000 単身1 令和7年5月14日交付 00時00分
 氏名 佐藤 大 性別 男 生年月日 昭和30年1月11日
 住所 東京都中央区 令和7年5月10日
 保険料 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日

被扶養者A-2

健康保険資格確認書 本人（被保険者） 0001
 期号 21123000 単身1 令和7年5月14日交付 00時00分
 氏名 佐藤 大 性別 男 生年月日 昭和30年1月11日
 住所 東京都中央区 令和7年5月10日
 保険料 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日

被扶養者A-3

健康保険資格確認書 本人（被保険者） 0001
 期号 21123000 単身1 令和7年5月14日交付 00時00分
 氏名 佐藤 大 性別 男 生年月日 昭和30年1月11日
 住所 東京都中央区 令和7年5月10日
 保険料 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日
 保険料控除 令和7年5月10日

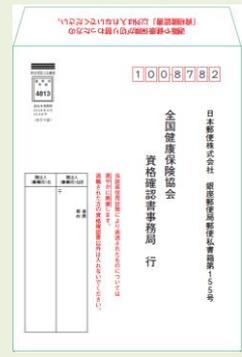
① 世帯分を貼付



② 封入



※5名以上の場合、2通に分かれて送付。



③ 送付
(7月下旬～10月下旬)



被保険者住所

④ 不着となった場合

不着還付先
(委託業者)



※資格確認書等を再作成。

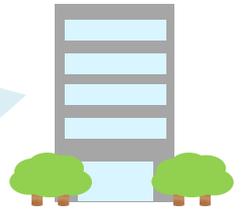
⑤ 作成・封入

対象者一覧表



⑥ 送付
(8月下旬～11月)

(資格確認書送付前)
の7月下旬)



事業所

3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定）				
					未着後 事業所送付 1カ月毎			

4. 依頼事項

以上のとおり、健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

会員（事業所）様に向けて、以下の3点についてご案内いただきますようお願いします。

- ① 資格確認書とは、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方が、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる重要なカードであること。
- ② 被保険者（従業員）様のご自宅に送付しますが、宛所不明等の理由により不着となった場合、事業所様に送付しますので、速やかに配付いただきたいこと。
- ③ 詳細についてお問い合わせがございましたら、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル（0570-015-369）にお問い合わせいただきたいこと。